



第9期計画期間中における 任意事業について（案）

認知症総合支援事業 権利擁護事業



本物力こそ桑名力



桑名市
KUWANA CITY

認知症総合支援事業について



本物力こそ桑名力

認知症施策の総合的な推進について

認知症施策推進大綱(概要)(令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定)



【基本的考え方】

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」※を車の両輪として施策を推進

※1 「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きるという意味

※2 「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味

コンセプト

- 認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなども含め、**多くの人にとって身近なものとなっている。**
- 生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ、周囲や地域の理解と協力の下、本人が希望を持って前を向き、力を活かしていくことで極力それを減らし、**住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会を目指す。**
- 運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症の発症を遅らせることができる可能性が示唆されていることを踏まえ、予防に関するエビデンスを収集・普及し、正しい理解に基づき、**予防を含めた認知症への「備え」としての取組を促す。結果として70歳代での発症を10年間で1歳遅らせることを目指す。**また、認知症の発症や進行の仕組みの解明や予防法・診断法・治療法等の研究開発を進める。

具体的な施策の5つの柱

① 普及啓発・本人発信支援

- ・企業・職域での認知症サポーター養成の推進
- ・「認知症とともに生きる希望宣言」の展開 等

② 予防

- ・高齢者等が身近で通える場「通いの場」の拡充
- ・エビデンスの収集・普及 等

③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

- ・早期発見・早期対応の体制の質の向上、連携強化
- ・家族教室や家族同士のピア活動等の推進 等

④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

- ・認知症になっても利用しやすい生活環境づくり
- ・企業認証・表彰の仕組みの検討
- ・社会参加活動等の推進 等

⑤ 研究開発・産業促進・国際展開

- ・薬剤治験に即応できるコホートの構築 等

認知症の人や家族の視点を重視

1.目的

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進

⇒ **認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進**

～共生社会の実現の推進という目的に向け、基本理念等に基づき認知症施策を国・地方が一体となって講じていく～

2.基本理念

認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、①～⑦を基本理念として行う。

- ① 全ての認知症の人が、**基本的人権を享有する個人として、自らの意思**によって日常生活及び社会生活を営むことができる。
- ② 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する**正しい知識**及び認知症の人に関する**正しい理解**を深めることができる。
- ③ 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で**障壁**となるものを**除去**することにより、全ての認知症の人が、**社会の対等な構成員**として、**地域において安全にかつ安心して自立した日常生活**を営むことができるとともに、自己に直接関係する事項に関して**意見を表明する機会**及び社会のあらゆる分野における活動に**参画する機会**の確保を通じて**その個性と能力を十分に発揮**することができる。
- ④ 認知症の人の**意向を十分に尊重**しつつ、**良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービス**が切れ目なく提供される。
- ⑤ 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が**地域において安心して日常生活**を営むことができる。
- ⑥ **共生社会の実現に資する研究等を推進**するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る**予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法**、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための**社会参加の在り方**及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる**社会環境の整備**その他の事項に関する科学的知見に基づく**研究等の成果**を広く国民が享受できる環境を整備。
- ⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の**各関連分野**における**総合的な取組**として行われる。

3.国・地方公共団体等の責務等

国・地方公共団体は、**基本理念**にのっとり、認知症施策を**策定・実施する責務**を有する。

国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する**正しい知識**及び認知症の人に関する**正しい理解**を深め、共生社会の実現に**寄与**するよう努める。

政府は、認知症施策を実施するため必要な**法制上又は財政上**の措置その他の措置を講ずる。

※その他保健医療・福祉サービス提供者、生活基盤サービス提供事業者の責務を規定

4.認知症施策推進基本計画等

政府は、認知症施策推進基本計画を策定（認知症の人及び家族等により構成される**関係者会議**の意見を聴く。）

都道府県・市町村は、それぞれ都道府県計画・市町村計画を策定（認知症の人及び家族等の意見を聴く。）（努力義務）

5. 基本的施策

①【認知症の人に関する国民の理解の増進等】

国民が共生社会の実現の推進のために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深められるようにする施策

②【認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進】

- ・ 認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域作りの推進のための施策
- ・ 認知症の人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるようにするための施策

③【認知症の人の社会参加の機会の確保等】

- ・ 認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるようにするための施策
- ・ 若年性認知症の人（65歳未満で認知症となった者）その他の認知症の人の意欲及び能力に応じた雇用の継続、円滑な就職等に資する施策

④【認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護】

認知症の人の意思決定の適切な支援及び権利利益の保護を図るための施策

⑤【保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等】

- ・ 認知症の人がその居住する地域にかかわらず等しくその状況に応じた適切な医療を受けることができるための施策
- ・ 認知症の人に対し良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスを適時にかつ切れ目なく提供するための施策
- ・ 個々の認知症の人の状況に応じた良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるための施策

⑥【相談体制の整備及び孤立への対策】

- ・ 認知症の人又は家族等からの各種の相談に対し、個々の認知症の人の状況又は家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするために必要な体制の整備
- ・ 認知症の人又は家族等が孤立することがないようにするための施策

⑦【研究等の推進等】

- ・ 認知症の本態解明、予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法等の基礎研究及び臨床研究、成果の普及 等
- ・ 認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方、他の人々と支え合いながら共生できる社会環境の整備等の調査研究、成果の活用 等

⑧【認知症の予防等】

- ・ 希望する者が科学的知見に基づく予防に取り組むことができるようにするための施策
- ・ 早期発見、早期診断及び早期対応の推進のための施策

※ その他認知症施策の策定に必要な調査の実施、多様な主体の連携、地方公共団体に対する支援、国際協力

6. 認知症施策推進本部

内閣に内閣総理大臣を本部長とする**認知症施策推進本部**を設置。基本計画の案の作成・実施の推進等をつかさどる。

※基本計画の策定に当たっては、本部に、**認知症の人及び家族等**により構成される**関係者会議**を設置し、意見を聴く。

※ 施行期日等：公布の日から起算して1年を超えない範囲内で施行、施行後5年を目途とした検討

第9期 認知症総合支援事業について(案)

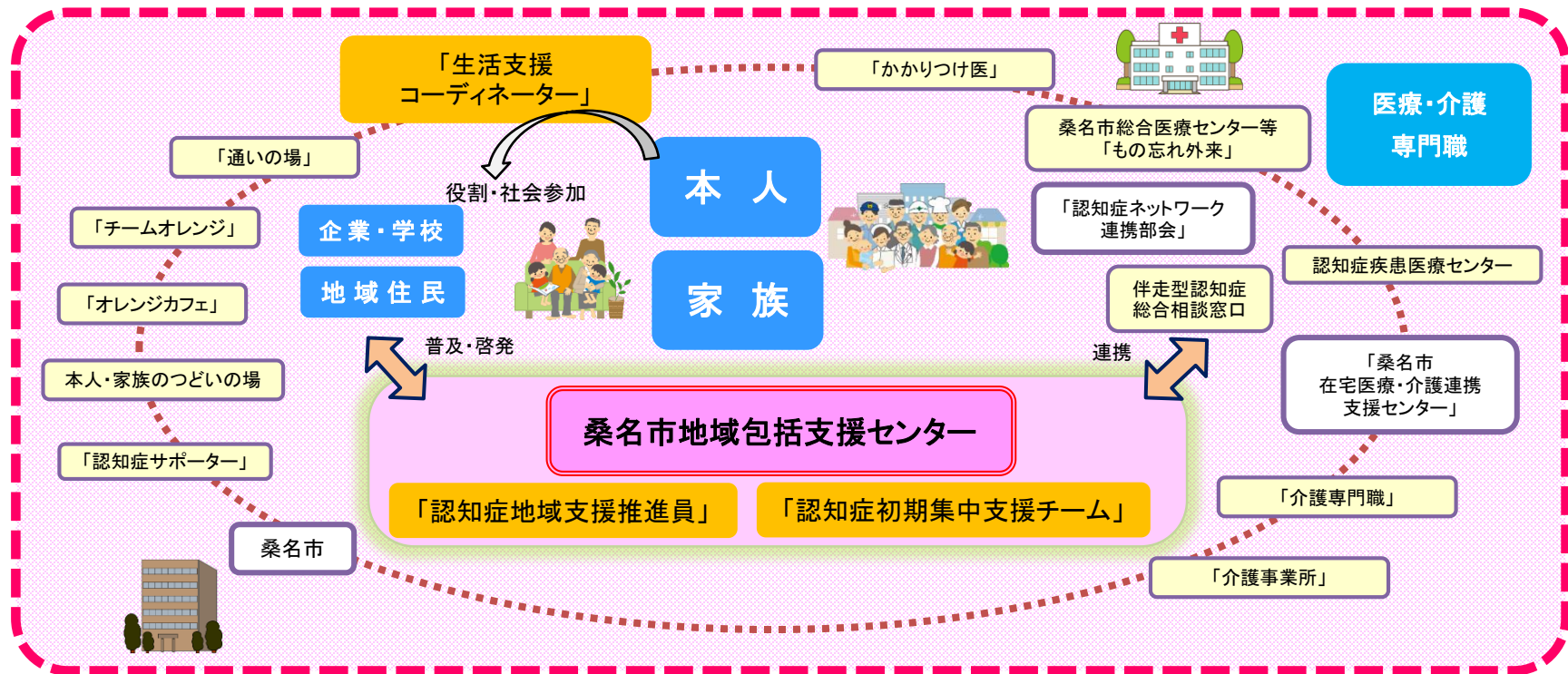
共生 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくり

- 普及啓発・本人発信支援
「認知症サポーター養成講座」の実施
認知症月間に係る周知・啓発
- 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援
「チームオレンジ」の推進、「みんなが安心声掛け訓練」の実施
「オレンジカフェ」・「本人・家族のつどいの場」の開催

予防 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供

- 予防
「初期集中支援」の実施
- 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
「伴走型認知症総合相談窓口」・「認知症地域支援推進員」の設置
「多職種連携研修会」の実施
「くわな認知症安心ナビ(認知症ケアパス)」の更新

本人発信・認知症の人やその家族の視点の重視



(1) 普及啓発・本人発信支援

第8期の現状

- 認知症に関する正しい知識を持ち、それぞれの立場で認知症の本人や家族を支援する「認知症サポーター」を養成する、「認知症サポーター養成講座」を地域住民、商店、企業、学校等で実施。
- 「認知症市民公開講座」、認知症月間における図書館展示・街頭啓発・広報掲載等さまざまな機会をとらえて広く市民に啓発を実施。
- 本人発信の場として「認知症サポーター養成講座」での語り、※1「オレンジカフェ」での交流等を実施。

課題

- 認知症になったら何もできなくなる、病院に行っても何も変わらないなどのイメージ(認知症に対する画一的で否定的なイメージ)が根強く、早期受診や支援を受け入れにくい状況がある。
 - 症状が進行してから、支援がスタートすることも多く、予後にも影響する。
- 認知症に対する正しい知識と理解の普及が、まだまだ市民に行き届いていない。

(1) 普及啓発・本人発信支援②

9期計画での取組方針(案)

- 「認知症サポーター養成講座」を通して、地域住民だけでなく、認知症の人と地域で関わることが多いと想定される商店や金融機関等の従業員や、学校教育等における認知症の人を含む高齢者への理解の促進を進めていきます。
- 「認知症市民公開講座」など、認知症地域支援推進員とともにさまざまな機会を活用して認知症について啓発を行っていきます。
- 本人発信の機会を増やすため、様々な方法を検討していきます。また、認知症に対する画一的で否定的なイメージの払拭のために、認知症の人本人とともに普及啓発を進めていきます。

(2) 予防

第8期の現状

- 「認知症初期集中支援チーム」を各地域包括支援センター(5か所)に設置し、認知症が疑われるが診断を受けていない方、継続的な医療サービスや適切な介護サービスに結びついていない方等へ包括的、集中的な支援を行っている。具体的には、保健・福祉専門職のチーム員による訪問(ニーズ調査から抽出したアウトリーチ含む)、チーム員医師とのチーム員会議、チーム員医師との協働による予防教室等を実施している。
- 認知症の周知・啓発として、認知症月間に市内3図書館にて、※「MCI」をテーマに展示を実施。

課題

- 地域包括支援センターおよび初期集中支援チームでは、症状進行後や、対応が難しくなってから把握することが多く、支援につなげることが困難なケースが多い。
- 認知症になっても進行を緩やかにするために、より早期に発見・支援につなげることが大切であるが、早期発見・早期対応のメリットや相談先の周知、医療・介護の連携をさらに行う必要がある。
- 認知症の発症を遅らせるため、通いの場に関する情報や生活習慣病の予防等の認知症を含めた介護予防に関する情報発信を積極的に行う必要がある。

(2) 予防②

9期計画での取組方針(案)

- 早期発見・早期対応につながる医療・介護連携ができるよう、認知症ネットワーク連携部会等の協力を得ながら初期集中支援チームの活動のあり方、連携体制の構築を行っていきます。
- 認知症の早期発見・早期対応のメリットや、MCI、認知症予防に関する情報についてさまざまな機会を活用して啓発を続けていきます。

(3) 医療・ケア・介護サービス・介護者支援

第8期の現状

- 在宅医療介護連携支援センターと認知症ネットワーク連携部会共催で、年1回「多職種連携研修会」を開催。
- 各地域包括支援センターに「認知症地域支援推進員」を設置(各包括2~4名)。
- ※「認知症ケアパス」について、随時情報を更新し、ホームページ・窓口等で配布しているが、相談等の際に活用する機会が少ない。

課題

- 身寄りのない認知症高齢者や、複合的な課題を抱えた家庭が増加しており、医療・介護・福祉の支援者や地域による見守り等さまざまな機関が連携を強化する必要がある。
- 認知症地域支援推進員は認知症を取り巻く地域の課題や認知症の本人・家族等の声をもとに支援体制を構築することが望まれるが、課題の分析、ニーズの把握が十分ではない。
- 「認知症ケアパス」が、認知症の方やその家族、支援者に活用できる資源をわかりやすく伝えるツールになっていない。

(3) 医療・ケア・介護サービス・介護者支援②

9期計画での取組方針(案)

- 支援者間のさらなる連携強化に向けて、多職種連携研修会を引き続き実施します。
- 認知症に関する相談の増加、内容の複雑化、多様化するニーズに対し、迅速な支援体制の構築のため、地域包括支援センターと連携・協働していく※「伴走型認知症総合相談窓口」を新たに設置します。
- 認知症地域支援推進員を中心に、オレンジカフェの開催、より活用しやすい「認知症ケアパス」への改定等、認知症支援のネットワークづくりの推進を行います。
- 認知症の本人、家族等の声、地域の課題を把握するよう努め、認知症になっても暮らしやすい地域づくりを認知症地域支援推進員とともに進めていきます。

※「伴走型認知症総合相談窓口」:新規事業 スライド17参照

(4) 認知症バリアフリーの推進・社会参加支援・若年性認知症の人への支援

第8期の現状

- 各地域包括支援センターが「オレンジカフェ」を開催。地域の喫茶店、通いの場等を活用し、喫茶店のオーナーやボランティア、介護事業所専門職などの協力を得ながら実施。
- 認知症になってもできる限り暮らし続けられる地域づくりのため、「認知症みんなが安心声掛け訓練」を実施。
- 若年性認知症支援推進事業業務委託の一環として、本人・家族等が参加できるつどいの場を実施。
- 認知症サポーターやステップアップ受講生が、認知症の本人や家族を支援するためのチーム（※1「チームオレンジ」）として活動したり、「オレンジカフェ」のボランティア等で活躍している。

課題

- 認知症になっても住み慣れた地域で生活を続けていくために、本人・家族が安心して出かけられる場（※2インフォーマルな資源）や、認知症の本人・家族に寄り添った、地域でのサポート（チームオレンジ）の充実が求められている。
- 若年性認知症の方をはじめ、認知症であっても本人ができることを生かし、社会参加できる機会やその人らしく生活できる支援が不足している。

※1「チームオレンジ」：スライド15参照

※2インフォーマルな支援：介護保険給付などの制度を使わない支援

(4) 認知症バリアフリーの推進・社会参加支援・若年性認知症の人への支援②

9期計画での取組方針(案)

- 既存のボランティア団体や認知症サポーター養成講座・ステップアップ受講生によるボランティア等による支援と、本人・家族のニーズが結びつくような支援のネットワークを広げていきます(→「チームオレンジ」)。
- 引き続き、地域住民・支援者・本人・家族が出会える場である「オレンジカフェ」の充実を図ります。
- 地域の協力を得ながら、「認知症みんなが安心声掛け訓練」を実施していきます。
- 若年性認知症の本人・家族に加えて、若年性以外の認知症本人・家族の居場所、つどえる場の充実を図ります。また、認知症の本人それぞれに合った社会参加の在り方についても検討していきます。

参考：チームオレンジ

◆「チームオレンジ」とは

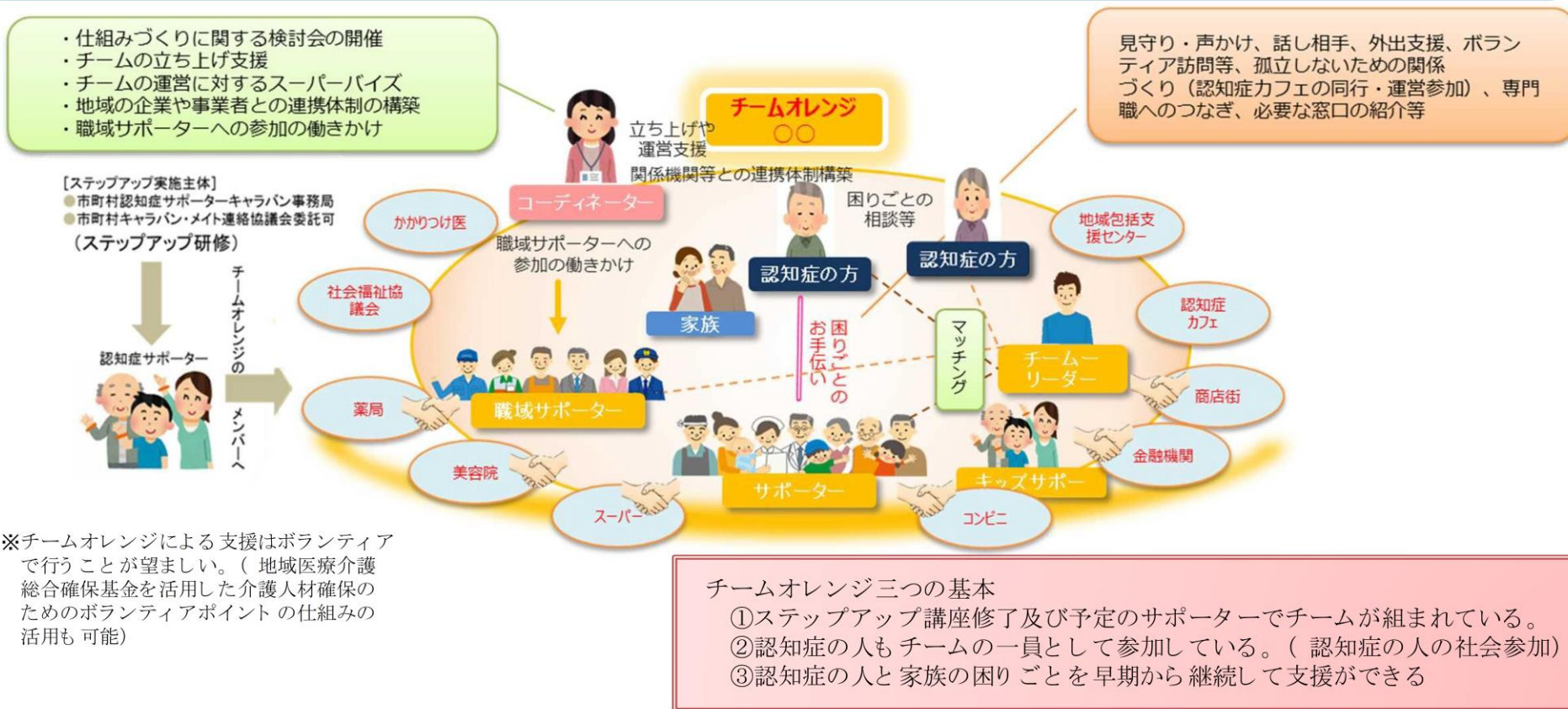
認知症と思われる初期の段階から、心理面・生活面の支援として、市町村がコーディネーター（※）を配置し、地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーター（基本となる認知症サポーター養成講座に加え、ステップアップ講座を受講した者）を中心とした支援者をつなぐ仕組み。

（※）認知症地域支援推進員を活用しても可

【事業名】認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業（地域支援事業交付金）

【認知症施策推進大綱：KPI/目標】2025（令和7）年

- ・全市町村で、本人・家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組み（チームオレンジなど）を整備



認知症当事者も地域を支える一員として活躍し、社会参加することを後押しするとともに、認知症サポーターの更なる活躍の場を整備

桑名市若年性認知症支援推進事業

- ①相談窓口「すまいる 😊」の設置
- ②通いの場（本人・家族）の設置
- ③多機関との連携・ネットワークの構築
- ④研修・講演会等（普及啓発）

実施によりわかったこと

- ◆早期からの伴走的な相談体制の有用性
- ◆本人・家族の集う場（インフォーマル資源）の大切さ 等

「若年性認知症支援推進事業」における支援は、若年性認知症だけでなく、全ての認知症の方に必要な支援体制である

若年性認知症に加え、今後増加が見込まれる、全ての年齢層の認知症の方に対しての支援体制を構築

参考：R6年度～ 認知症の方への支援体制について

R4～R5

若年性認知症支援推進事業

- ①相談窓口「すまいる 😊」の設置
- ②通いの場（本人・家族）の設置
- ③多機関との連携・ネットワークの構築
- ④研修・講演会等（普及啓発）

R6年度～

5箇所

認知症伴走型総合相談窓口設置

①若年性認知症特化型
総合相談窓口



◆認知症総合相談窓口

「認知症地域支援推進員」配置

③ネットワーク構築

④普及啓発

3箇所

本人・家族のつどいの場の設置

②若年性認知症の本人・
家族のつどいの場



◆認知症の本人・家族の
つどいの場



桑名市
KUWANA CITY

権利擁護事業について



本物力こそ桑名力

権利擁護事業について①【現状】

●周知・啓発(権利擁護・高齢者虐待)

関係機関に向けては、「高齢者虐待防止研修会」を集合形式による交流を含めた開催と「高齢者虐待防止のいろは」の動画配信を実施し、周知・啓発を行っている。
地域に向けては運営推進会議や地域の集まりの場等を活用し、「虐待気づきシート」等を活用して、周知・啓発を行っている。

●早期発見・早期対応(ハイリスク者・世帯)

早期に把握するため、ニーズ調査を活用した戸別訪問を行っている。

●複合課題への対応

障害や困窮、8050世帯等、高齢部門だけでなく、他分野の関係機関と連携し、チームで対応する世帯が増えている。

●虐待・社会的孤立者等

虐待については、各種法律に基づき、緊急性の判断、対応方針検討のため多職種で会議を行い、本人及び養護者等様々な立場を考えながら支援を行っている。
身寄りのない方の支援について、身元保証や死後事務等の相談が増えている。

権利擁護事業について①【課題】

●周知・啓発(権利擁護・高齢者虐待)

研修会については、集合形式は就業時間後に開催したため、参加者が固定される傾向にある。周知啓発については、民生委員や銀行等から相談や通報が寄せられていることから一定の効果が得られているが、地域によって偏りがみられる。

●早期発見・早期対応(ハイリスク者・世帯)

困り感がない等、自覚や同意が得られないセルフネグレクトやひきこもり世帯については、世帯の把握はできるが、相談や支援機関への繋ぎまで至らないことがある。

●複合課題への対応(地域包括支援センターの役割の限界・他機関との連携・調整)

複合的な課題を抱える世帯については、関係機関との連携は必須だが、高齢部門と他部門では対象者が違うため問題解決に向けたアプローチや支援方針への相互理解が必要である。

多機関連携による役割分担や進捗管理のための情報共有ツールの活用が未だ不十分である。

●虐待・社会的孤立者等

虐待・社会的孤立者等については、ひっ迫した状況にならないと介入ができない等、関わり始めてから制度につながるまでの時間がかかる事例が少なくない。また、身寄りがない人が身元保証会社と契約するケースが増えているが、安全性の担保がない等、課題がある。

権利擁護事業について①【取組方針】(案)

●周知・啓発(権利擁護・高齢者虐待)

研修会については、対象者に合わせた開催方法を検討し、早期発見の重要性について周知啓発する。関係機関や地域等、対象に合わせた周知方法及びツールの作成について検討を行っていく。

●早期発見・早期対応(ハイリスク者・世帯)

引き続き、ニーズ調査を活用したアウトリーチを行い、ハイリスク者の早期対応に努める。また、相談に至らない世帯を把握した際には、適切なタイミングで介入できるよう伴走支援を行う。

●複合課題への対応(地域包括支援センターの役割の限界・他機関との連携・調整)

8050世帯など、複合課題事例については多機関と連携した上での対応が重要であるため、事例を通して相互理解を深め、顔の見える・有効的な関係づくりを行っていく。また、多機関による役割分担や支援状況のタイムリーな情報共有のため、ゆめはまネットの活用をさらに促進する。

●虐待・社会的孤立者等

虐待については、法律に基づき、虐待の有無及び緊急性や深刻度の有無を判断した上で、対応方針を検討し、終結に至るまで確実に対応していく。

身寄りがない等、社会的孤立者については、身元保証など支援が必要となる場面や現状と課題を把握し、身寄りの有無にかかわらず困らない体制やしきみづくりの検討を行う。また、独居高齢者が増加すると予測される中、いざという時の備えについて、成年後見制度やACP等の周知も引き続き行っていく、事例を通して社会資源を発掘し見える化を図っていく。

権利擁護事業について②(成年後見制度)

現状	<p>○成年後見制度の利用促進として「桑名市福祉後見サポートセンター」を設置し、制度の相談支援、法人後見の受任、市民・関係機関への広報・啓発、市民後見人の養成・マッチングを行う。</p> <p>○成年後見センター・リーガルサポート三重支部に所属する司法書士の協力を得て、成年後見制度に関する相談会を定期的に行う。</p> <p>○本計画において、「成年後見制度利用促進基本計画」を定め、「桑名市福祉後見サポートセンター」にて、中核機関の役割を担う。</p>
課題	<p>○成年後見制度の利用の有無にかかわらず、権利擁護支援が必要な人の相談支援を幅広く対応する必要がある。</p> <p>○H28年度以降、市民後見人の登録者の整理ができていない。</p> <p>○独居世帯や認知症高齢者等がさらに増加すると予測される中、身寄りがいない人の支援について、死後事務や身元保証など、医療機関や支援者が対応に苦慮する場面が増加している。また、成年後見制度で解決できない課題についても調整が求められている。</p>

権利擁護事業について②（成年後見制度）取組方針について（案）

○「桑名市福祉後見サポートセンター」を「成年後見制度利用促進基本計画」に定められる中核機関として運営し、地域連携ネットワークの中核機関としての役割を担う。

○国の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を踏まえて、成年後見制度利用相談の場面に応じた中核機関の機能の見直しや強化を検討していく。

○上記の取組方針については、「桑名市福祉後見サポートセンター運営委員会」において諮りながら行っていく。



桑名市
KUWANA CITY

介護部会 (10月24日開催) でのご意見



本物力こそ桑名力

介護部会(10月24日開催)でのご意見

【認知症総合相談窓口】

- 認知症の支援は、多くの認知症の方に携わり、経験値の高い方が担うのが良い、ということをご理解いただきながら、窓口を事業所へ委託することには賛成。ただし、現在の事業にプラスでの人員配置は難しいと思われるので、緩和的な人員配置基準等の配慮がないと、参画する事業所が出てこないのではないかと。
- 委託先としては、居宅、グループホーム、小多機、認知症デイなどが想定されると思う。
- 現段階でも、包括は認知症に詳しいケアマネさん等と、契約前から一緒に動いたり、相談したりと協働しているので、そのような事業所に窓口をお願いして、うまく連携していければと思う。

【権利擁護事業(成年後見制度)】

- 今後、独居世帯や認知症高齢者等が増加すると予測される中、権利擁護に関する相談も増加が見込まれるため、ますます福祉後見サポートセンターの役割が重要になってくるのではないかと。